

第 5 章

計 画 の 推 進

1 推進体制の整備

計画を総合的・効果的に実施していくために、庁内推進組織を設置するなど全庁的な推進体制の整備を図り、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直していきます。

また、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について定期的に把握し、点検・評価するとともに、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。

さらに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、自ら率先して実践していけるよう庁内研修を実施します。

2 男女共同参画推進員の設置

市内各地区に男女共同参画推進員を設置し、地域における男女共同参画を推進します。

3 国・県及び他市町村との連携

法律制度や労働行政など、市町村レベルで解決が困難な課題について、国・県に対して積極的な支援と協力を要望するとともに、関係市町村間相互の情報提供、交流に努めます。

4 事業者との連携及び情報提供

市民フォーラムの開催、意識啓発のための講座の開催等により、民間企業や各種団体等事業者との連携を深めながら、男女共同参画社会の必要性について理解を得るとともに、この計画を通じて主体的な取り組みがなされるよう働きかけます。

【計画の推進体制図】

